

事 務 連 絡  
令和2年12月18日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長  
消防庁予防課長  
(公印省略)

### 営業時間短縮要請等に係る繁華街における見回り活動等の実施について

標記について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から「営業時間短縮要請等に係る繁華街における見回り活動等の実施について」（令和2年12月18日付け事務連絡）のとおり、各都道府県宛てに営業時間短縮要請等に係る繁華街における見回り活動等の実施について要請されました。

その実施に当たっては、警察や消防による歳末特別警戒といった取組と連携して実施することが効果的と考えられることから、関係機関が緊密に連携して実施することとされています。

つきましては、貴職におかれましては、当該取組が適切かつ円滑に行われるよう特段の配慮をいただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和2年12月18日

各 都道府県 （感染症担当部局、危機管理部局） 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

営業時間短縮要請等に係る繁華街における見回り活動等の実施について

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進にご協力いただき感謝申し上げます。

全国の新規感染者数は、一度高止まりした後に、直近で増加に転じており、過去最多の水準が続いているところです。また、新型コロナウイルス感染症対策分科会からは、令和2年12月11日の「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」において、感染状況に応じた3つのシナリオごとに、想定される施策が示されたところです。

既に、地域の感染状況に応じて、都道府県によっては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項に基づき、酒類の提供を行う飲食店に対し、営業時間短縮要請等を行っている団体もあるところですが、この要請が実際に効果的に実施されることが求められます。この点について、本日開催された、新型コロナウイルス感染症に関する全国知事会と国との意見交換会の場においても、西村特措法担当大臣から、「各都道府県におかれては、街を見回って声がけするなど、要請の実効性を担保する取組を推進いただきたい。」旨の要請をしたところです。

年末には忘年会等の会食の機会が増えることから、各都道府県においては、市町村と協力して、早期に、繁華街等において、事業者に対しては自粛要請に応じるよう、また、利用者等に対しては、大人数・長時間の飲酒等を避けるよう、街中の見回りや声がけなどの取組を推進していただきますようお願いいたします。その際、警察や消防による歳末特別警戒といった取組と連携して実施することが効果的と考えられることから、関係機関が緊密に連携して実施していただきますようお願いいたします。

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・高橋・廣瀬・鈴木・矢部

直通 03 (6257) 3086